十一	1　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。
十二	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 4　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 5　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進並びに公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図ること。
十三	自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
十四	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
十五	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
十六	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。
十七	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること。
十八	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること。
十九	災害により被害を受けた者（次号及び第二十一号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十一	平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者	平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十二	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○厚生労働省告示第二百八十号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五第四項、第十三条の八第四項、第十四条の六第四項及び第十四条の九第五項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項並びに附則第五条の二の二十二第一項、第十九条の二及び第二十四条の規定により公示し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○六四○
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○四三八五
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○三○五六
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十一万三千八十円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○七六六三
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十万七千六百二十九円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○○六四○
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○四三三六
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	二・一七八七三
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・五八四一六
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八三八三